

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>（具備すべき電波等）</p> <p>第十二条 デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。</p>	<p>（具備すべき電波等）</p> <p>第十二条 （同上）</p> <p>2～8 （同上）</p> <p>9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 821 654 901">無線設備</th> <th data-bbox="654 821 1093 901">電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 901 654 1173">携帯位置指示無線標識</td> <td data-bbox="654 901 1093 1173">A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、<del>四〇六・〇三二MHz</del>、 <del>四〇六・〇三七MHz</del> 又は四〇六・〇四MHz</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1173 654 1377">衛星非常用位置指示無線標識</td> <td data-bbox="654 1173 1093 1377">A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、<del>四〇六・〇三二MHz</del>、 <del>四〇六・〇三七MHz</del></td> </tr> </tbody> </table>	無線設備	電波の型式及び周波数	携帯位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、 <del>四〇六・〇三二MHz</del> 、 <del>四〇六・〇三七MHz</del> 又は四〇六・〇四MHz	衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、 <del>四〇六・〇三二MHz</del> 、 <del>四〇六・〇三七MHz</del>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 821 1606 901">無線設備</th> <th data-bbox="1606 821 2045 901">電波の型式及び周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 901 1606 1173">携帯位置指示無線標識</td> <td data-bbox="1606 901 2045 1173">A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1173 1606 1377">衛星非常用位置指示無線標識</td> <td data-bbox="1606 1173 2045 1377">A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz</td> </tr> </tbody> </table>	無線設備	電波の型式及び周波数	携帯位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz	衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz
無線設備	電波の型式及び周波数												
携帯位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、 <del>四〇六・〇三二MHz</del> 、 <del>四〇六・〇三七MHz</del> 又は四〇六・〇四MHz												
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、 <del>四〇六・〇三二MHz</del> 、 <del>四〇六・〇三七MHz</del>												
無線設備	電波の型式及び周波数												
携帯位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz												
衛星非常用位置指示無線標識	A三X電波二二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz												

	又は四〇六・〇四 MHz
(略)	(略)
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二二・五 MHz及びG一B電波四〇六・〇二八 MHz、 <del>四〇六・〇三二 MHz</del> 、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz

10 ～ 13 (略)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一 ～ 四 (略)

五 A三X電波二二二・五 MHz及び二四三 MHz又はG一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、~~四〇六・〇三二 MHz~~、四〇六・〇三七 MHz 若しくは四〇六・〇四 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) (略)

(2) G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、~~四〇六・〇三二 MHz~~、四〇六・〇三七 MHz 及び四〇六・〇四 MHz は、別図第五号に定める構成による信号

六 G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、~~四〇六・〇三二 MHz~~、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz 及びA三X電波二二二・五 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(同上)	(同上)
設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備	A三X電波二二二・五 MHz及びG一B電波四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz

10 ～ 13 (同上)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一 ～ 四 (同上)

五 A三X電波二二二・五 MHz及び二四三 MHz又はG一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 若しくは四〇六・〇四 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) (同上)

(2) G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 及び四〇六・〇四 MHz は、別図第五号に定める構成による信号

六 G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz 及びA三X電波二二二・五 MHz を使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

(2) (略)

七・八 (略)

二・三 (略)

(1) G-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

(2) (同上)

七・八 (同上)

二・三 (同上)

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>20の欄</p> <p><input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ]</p> <p><input type="checkbox"/> F2B ch 70</p> <p><input type="checkbox"/> F1D 156.025—156.5125 MHz, 156.5375—157.425 MHz, 160.625—160.8875 MHz, 160.9125—160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz 間隔の周波数 182 波</p> <p><u><input type="checkbox"/> F1D 156.025—156.5 MHz, 156.55—157.425 MHz, 160.625—160.875 MHz, 160.925—160.95 MHz 及び 161.5—162.025 MHz 25kHz 間隔の周波数 91 波</u></p> <p><input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W</p> <p><u><input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W</u></p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W</p>	<p>別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（同左）</p> <p>20の欄</p> <p><input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ]</p> <p><input type="checkbox"/> F2B ch 70</p> <p><input type="checkbox"/> F1D 156.025—156.5125 MHz, 156.5375—157.425 MHz, 160.625—160.8875 MHz, 160.9125—160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz 間隔の周波数 182 波</p> <p><input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ]</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W</p>

- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 0.05W
- 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [ E ]
- G1B 406.028 MHz 5.0W
- G1B 406.031 MHz 5.0W
- G1B 406.037 MHz 5.0W
- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 5.0W

別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第 4 条、第 12 条関係)

(略)

22 の欄

- 406.025MHz 406.028MHz 406.031MHz 406.037MHz
- 406.04MHz

- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 0.05W
- 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [ E ]
- G1B 406.028 MHz 5.0W
- G1B 406.037 MHz 5.0W
- G1B 406.04 MHz 5.0W
- A3X 121.5 MHz 5.0W

別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第 4 条、第 12 条関係)

(同左)

22 の欄

- 406.025MHz 406.028MHz 406.037MHz 406.04MHz

無線局運用規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（遭難自動通報設備の通報の送信等）</p> <p>第七十八条の二 A三X電波二二一・五MHz及び二四三MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第二項第五号に定める方法により行うものとする。</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、<u>四〇六・〇三一</u> <u>一</u> MHz四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二一・五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波二二一・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第二項第六号(ウ)に定める方法により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>（遭難自動通報設備の通報の送信等）</p> <p>第七十八条の二 (同上)</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二一・五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波二二一・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第二項第六号(ウ)に定める方法により行うものとする。</p> <p>3～6 (同上)</p>

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令案新旧対照案文

○無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）			別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）		
機種 (略)	条件 (略)		機種 (同左)	条件 (同左)	
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(同左)	(同左)
衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G1B電波 <u>406.031MHz</u> 及びA3X電波 121.5MHz を使用するものであること。 (2)～(5) (略)	2 (略)	衛星非常用位置指示無線標識	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G1B電波 <u>406.04MHz</u> 及びA3X電波 121.5MHz を使用するものであること。 (2)～(5) (同左)	2 (同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
<p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まで、</p>					

なお従前の様式によることができる。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現に型式検定合格の効力を有する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器の型式は、この省令による改正後の検定規則の規定による型式検定に合格したものとみなす。

○昭和四十四年郵政省告示第五百十二号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件）の一部を改正する告示案の新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>一 (略)</p> <p>二 航空機用救命無線機を設置する航空機局は、前項に規定する電波のほか、その設置する航空機用救命無線機の区別に従い、それぞれ次の表下欄に掲げる電波を送ることができなければならない。</p>		<p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p>	
航空機用救命無線機の区別	送る電波	航空機用救命無線機の区別	送る電波
<p>一 人工衛星局の中継によるもの</p>	<p>1 A三X電波二二二・五 MHz</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、<del>四〇六・〇三三 MHz</del>、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz</p>	<p>一 人工衛星局の中継によるもの</p>	<p>1 A三X電波二二二・五 MHz</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 (同上)</p>	<p>(同上)</p>

○平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 設備規則第四十五条の二第一項の衛星非常用位置指示無線標識は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。</p> <p>1 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、<u>四〇六・〇三二MHz</u>、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波二二一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>1 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波二二一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>三 (同上)</p>

○平成十八年総務省告示第六百七号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案の  
新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一～四 （略）</p> <p>五 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二八MHz、<del>四〇六・〇三二MHz</del>、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波二二二・五MHzを使用するものであること。</p> <p>六・七 （略）</p>	<p>一～四 （同上）</p> <p>五 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波二二二・五MHzを使用するものであること。</p> <p>六・七 （同上）</p>

○平成二十七年総務省告示第二百八十三号（携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 一般的条件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、<del>四〇六・〇三二MHz</del>、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波二二一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 (同上)</p> <p>1～3 (同上)</p> <p>4 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波二二一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>二・三 (同上)</p>

○周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を変更する告示案 新旧対照表

（傍線部分は変更部）

変 更 案				現 行			
第1 総則 1～8 (略) 第2 周波数割当表 1～7 (略)				第1 (同左) 1～8 (同左) 第2 (同左) 1～7 (同左)			
周波数割当表 第2表 27.5MHz - 10000MHz				周波数割当表 第2表 27.5MHz - 10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)		国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	
(略)		(略)		(同左)		(同左)	
406—406.1 J78 J79	移動衛星(地球 から宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、 割当ては 406.025MHz、 406.028MHz、 <u>406.031MHz</u> 、 406.037MHz 又は 406.04MHz に限 る。	406—406.1 J78 J79	移動衛星(地球 から宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、 割当ては 406.025MHz、 406.028MHz、406.037MHz 又は 406.04MHz に限る。
(略)		(略)		(同左)		(同左)	